

令和3年度第18回庁議提案 審議・**報告**・その他  
 提出日：令和3年12月23日  
 担当部・課：総務部人事課〔内線4063〕

① 件 名	
職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための休暇の新設・有給化等について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】          少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が進む中、育児の事情を有する者も含め、誰もが性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっている。          このような状況から、人事院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、本年8月10日、内閣及び国会に対して、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行ったほか、人事院規則の改正等による休暇・休業等に関する措置を一体的に講じることとし、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を行うこととしている。</p> <p>【目的】          本市においても、国家公務員に準じた休暇の新設、有給化、取得要件の緩和等を行い、市職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援する。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】          地方公務員法第24条第4項</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和3年8月10日 人事院は、内閣及び国会に対して、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」及び「公務員人事管理に関する報告」を提出	
⑤ 主な内容	
1 休暇の新設・有給化	
(1) 不妊治療のための休暇【新設】	
対象者	常勤職員・会計年度任用職員※
事 由	不妊治療を受けるとき
期 間	5日以内／年度 (体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、さらに5日)
給 与	有給
※ 対象とする会計年度任用職員については、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものとする（以下(2)・(3)において同じ。）。	
(2) 配偶者出産休暇【新設】	
対象者	会計年度任用職員
事 由	職員の妻（事実婚を含む。）が出産する場合
期 間	2日以内／出産予定日の14日前から出産日以後14日までの間
給 与	有給

(3) 育児参加のための休暇【新設】

対象者	会計年度任用職員
事由	出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するとき
期間	5日以内／当該期間内職員の妻の出産予定日の8週間（多胎妊娠は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間
給与	有給

(4) 産前休暇・産後休暇の有給化

対象者	会計年度任用職員
事由	①産前休暇 女性の会計年度任用職員が8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産を予定している場合 ②産後休暇 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
期間	①出産の日までの申し出た期間 ②出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
給与	有給（現行では無給）

2 休暇・休業等の取得要件緩和（対象者：会計年度任用職員）

- (1) 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- (2) 部分休業・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- (3) 子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6か月以上の継続勤務の要件を緩和

3 改正が必要となる例規

- (1) 石巻市職員の育児休業等に関する条例
- (2) 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (3) 石巻市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

少子高齢化社会における職員個々の事情に応じた休暇・休業の取得を可能とすることにより、職員のワーク・ライフ・バランスの促進を図り、ひいては国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

1 休暇の新設・有給化関係

令和3年12月 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正（施行予定年月日：令和4年1月1日）

2 休暇・休業等の取得要件緩和関係

令和4年 2月 市議会第1回定例会に石巻市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和4年4月1日）

3月 石巻市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正（施行予定年月日：令和4年4月1日）

⑨ その他